



伊勢志摩屋外広告物沿道景観B地区 モデル屋外広告物ガイドライン 概要版



お問い合わせは、三重県県土整備部景観まちづくり室まで

広告板や広告塔などの屋外広告物はまちの情報を提供し、経済活動の円滑化に欠くことのできないものです。一方、屋外広告物は景観の重要な要素ともなっており、無秩序な状態で氾濫すると、自然の風致や街の美観を損なうことにもなりかねません。

このため、三重県では、三重県屋外広告物条例により、必要な規制をおこなっているところです。

伊勢志摩地域におきましては、平成21年度から、地域のより良い景観を守り育てるため、同条例に基づき、新たな屋外広告物沿道景観地区を次のとおり指定いたします。

皆様方のご理解をいただきながら、地域特性を生かした沿道景観を形成していくため、適正な屋外広告物の設置にご協力をお願いいたします。



基本方針

伊勢志摩の地域特性を生かしたより良い広告景観を形成するための基本方針です

基本構想

美しい景観は、先人から受け継ぎ、また、次の世代に引き継ぐべきものであり、当地域の中心となる、伊勢神宮については、平成18年県民景観意識アンケートの「将来の子供たちに残しておきたい三重の風景」の1位を占めており、また、美しい景観の保全や地域の景観を損ねている要因の排除を進め、以って美しい景観づくりの推進が求められている地域です。このため、伊勢志摩の地域特性を生かした広告景観を形成する方策として屋外広告物について形状、色彩等の規制及び指導等を行ない、より良い広告景観に誘導するものです。

基本的事項

- 屋外広告物は、景勝地の雰囲気を阻害するものでないこと。
- 屋外広告物は、可能な限り広告物間の距離を取ること。
- 屋外広告物は、可能な限り周辺の広告物とのバランスを取ること。
- 屋外広告物の高さは、通行する人の視界を妨げず、かつ、統一性を確保すること。
- 屋外広告物の色彩及びデザインは、それぞれの地域性を尊重したものとすること。

区域

- 景観風致維持基準及び景観形成指導基準が適用される範囲
- 指定道路と接する敷地
 - 上記敷地と一体として利用されている敷地
 - 道路と併走する道路・河川等を介し指定道路と接する敷地

掲出基準

「伊勢志摩屋外広告物沿道景観B地区」の基準と通常の許可基準を以下に掲載します

景観風致維持基準（維持基準） ……三重県屋外広告物施行規則別表の許可基準に代えて適用する基準です。この基準を満たしていない屋外広告は、設置することができません。

景観形成指導基準（指導基準） ……より美しい沿道景観を形成するために、尊重していただくべき基準です。

(1) 共通基準

維持基準	指導基準
● 広告面の色彩は、無彩色及び5色以内とすること。 (写真については広告面の1/2以内とする。)	● 広告面のベースカラーは、(三重県景観色彩ガイドラインの) 歴史的町なみ景観をイメージした色彩を用いること。
● 広告面の色彩は、蛍光色を避けること。	● 野立広告物の周辺には、つつじ、さつき等地域性の高い低花木の植栽を施すこと。
● ネオンサイン・LED(点滅・画面が変化するもの)は使用しないこと。	

(2) 禁止地域の 自家用広告物

	許可基準	維持基準	指導基準
壁面広告	壁面面積の1/4以下	壁面面積の1/5以下	壁面面積の1/10以下
屋上広告	高さ7m以下	1面の面積が15㎡以下 高さ5m以下	1面の面積が10㎡以下 高さ5m以下
	建物の高さの1/3以下	縦長でないこと、 建物の高さの1/4以下	縦長でないこと、 建物の高さの1/4以下
広告板	1面の面積が15㎡以下 高さ5m以下	1面の面積が10㎡以下 高さ5m以下	1面の面積が5㎡以下 高さ5m以下
		縦横比(比率1.4~1.8)	縦横比(比率1.4~1.8)
広告塔	総面積が40㎡以下 高さ5m以下	1面の面積が5㎡以下 高さ5m以下	1面の面積が2.5㎡以下 高さ5m以下
サインポール	1面の面積が5㎡以下 高さ5m以下	1面の面積が5㎡以下 高さ5m以下	1面の面積が5㎡以下 高さ5m以下
広告旗	1面の面積が2㎡以下	1面の面積が2㎡以下	1面の面積が2㎡以下

(3) 許可地域の 自家用広告物

	許可基準	維持基準	指導基準
壁面広告	壁面面積の1/2以下	壁面面積の1/3以下	壁面面積の1/5以下
屋上広告	高さ20m以下	1面の面積が25㎡以下	1面の面積が20㎡以下
	建物の高さの2/3以下	縦長でない 建物の高さの1/3以下	縦長でない、 建物の高さの1/3以下
広告板	1面の面積が35㎡以下 高さ10m以下	1面の面積が25㎡以下 高さ10m以下	1面の面積が10㎡以下 高さ10m以下
		縦横比(比率1.4~1.8)	縦横比(比率1.4~1.8)
広告塔	総面積70㎡以下 高さ15m以下	1面の面積が12.5㎡以下 高さ15m以下	1面の面積が5㎡以下 高さ15m以下
サインポール	1面の面積が5㎡以下 高さ7m以下	1面の面積が5㎡以下 高さ7m以下	1面の面積が5㎡以下 高さ7m以下
広告旗	1面の面積が2㎡以下	1面の面積が2㎡以下	1面の面積が2㎡以下

(4) 許可地域 一般広告物

	許可基準	維持基準	指導基準
壁面広告	壁面面積の1/2以下	壁面面積の1/4以下	壁面面積の1/7以下
屋上広告	高さ20m以下	1面の面積が20㎡以下	1面の面積が15㎡以下
	建物の高さの2/3以下	縦長でない 建物の高さの1/3以下	縦長でない、 建物の高さの1/3以下
広告板	1面の面積が35㎡以下 高さ10m以下	1面の面積が20㎡以下 高さ10m以下	1面の面積が5㎡以下 高さ10m以下
		縦横比(比率1.4~1.8)	縦横比(比率1.4~1.8)
広告塔	総面積70㎡以下 高さ15m以下	1面の面積が10㎡以下 高さ15m以下	1面の面積が2.5㎡以下 高さ15m以下
サインポール	1面の面積が5㎡以下 高さ7m以下	1面の面積が5㎡以下 高さ7m以下	1面の面積が5㎡以下 高さ7m以下
広告旗	1面の面積が2㎡以下	禁止	禁止

(5) 禁止地域等 における 管理広告

	許可基準	維持基準	指導基準
管理広告	1面の面積が7㎡以下	1面の面積が3㎡以下	1面の面積が3㎡以下

(6) 禁止地域等 における道標、 案内図板

	許可基準	維持基準	指導基準
道標	1面の面積が1.5㎡以下	1面の面積が1.5㎡以下	1面の面積が1.5㎡以下
案内図板	地は緑色、文字等は白	地は茶色、文字等は白	地は茶色、文字等は白

参考図（掲出基準）

「伊勢志摩屋外広告物沿道景観B地区」の掲出基準と通常の許可基準を比較します

	1 新設：伊勢志摩沿道景観B地区			2 新設：伊勢志摩沿道景観B地区			3 新設：伊勢志摩沿道景観B地区			4 新設：伊勢志摩沿道景観B地区	
	許可基準	維持基準	指導基準	許可基準	維持基準	指導基準	許可基準	維持基準	指導基準	許可基準	維持基準／指導基準
禁止地域の自家用広告物 屋上広告 縮尺 1/500 壁面広告 縮尺 1/500	高さ7m以下 建物の高さの1/3以下	1面の面積が15㎡以下 縦長でない 建物の高さの1/4以下	1面の面積が10㎡以下 縦長でない 建物の高さの1/4以下	高さ20m以下 建物の高さの2/3以下	1面の面積が25㎡以下 縦長でない 建物の高さの1/3以下	1面の面積が20㎡以下 縦長でない 建物の高さの1/3以下	高さ20m以下 建物の高さの2/3以下	1面の面積が20㎡以下 縦長でない 建物の高さの1/3以下	1面の面積が15㎡以下 縦長でない 建物の高さの1/3以下	管理広告 縮尺 1/300 1面の面積が7㎡以下	縮尺 1/300 1面の面積が3㎡以下
壁面面積の1/4以下 壁面面積の1/5以下 壁面面積の1/10以下 壁面面積の1/2以下 壁面面積の1/3以下 壁面面積の1/5以下 壁面面積の1/2以下 壁面面積の1/4以下 壁面面積の1/7以下	1面の面積が15㎡以下 高さ5m以下	1面の面積が10㎡以下 高さ5m以下 縦横の比率1.4～1.8	1面の面積が5㎡以下 高さ5m以下 縦横の比率1.4～1.8	1面の面積が35㎡以下 高さ10m以下	1面の面積が25㎡以下 高さ10m以下 縦横の比率1.4～1.8	1面の面積が10㎡以下 高さ10m以下 縦横の比率1.4～1.8	1面の面積が35㎡以下 高さ10m以下	1面の面積が20㎡以下 高さ10m以下 縦横の比率1.4～1.8	1面の面積が5㎡以下 高さ10m以下 縦横の比率1.4～1.8	道標及び案内図板 縮尺 1/300 1面の面積が1.5㎡以下 地は緑色、文字等は白	1面の面積が1.5㎡以下 地は茶色、文字等は白 1事業所2本以下、必要な文言に限る
広告板 縮尺 1/300	1面の面積が15㎡以下 高さ5m以下	1面の面積が10㎡以下 高さ5m以下 縦横の比率1.4～1.8	1面の面積が5㎡以下 高さ5m以下 縦横の比率1.4～1.8	1面の面積が35㎡以下 高さ10m以下	1面の面積が25㎡以下 高さ10m以下 縦横の比率1.4～1.8	1面の面積が10㎡以下 高さ10m以下 縦横の比率1.4～1.8	1面の面積が35㎡以下 高さ10m以下	1面の面積が20㎡以下 高さ10m以下 縦横の比率1.4～1.8	1面の面積が5㎡以下 高さ10m以下 縦横の比率1.4～1.8	サインポール 縮尺 1/300 1面の面積が5㎡以下 高さ5m以下（禁止地域） 高さ7m以下（許可地域）	広告旗 縮尺 1/300 1面の面積が2㎡以下 但し、一般広告物の広告旗は禁止
広告塔 縮尺 1/300	総面積が40㎡以下 高さ5m以下	1面の面積が5㎡以下 高さ5m以下	1面の面積が2.5㎡以下 高さ5m以下	総面積が70㎡以下 高さ15m以下	1面の面積が12.5㎡以下 高さ15m以下	1面の面積が5㎡以下 高さ15m以下	総面積が70㎡以下 高さ15m以下	1面の面積が10㎡以下 高さ15m以下	1面の面積が2.5㎡以下 高さ15m以下		

モデル屋外広告

縮尺 1/200

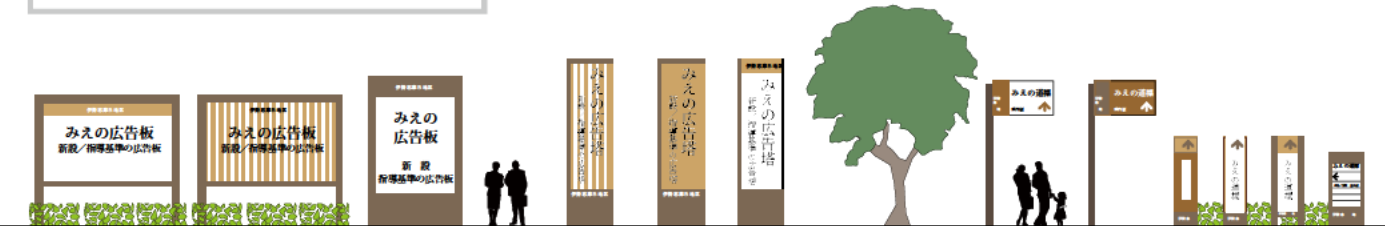
「伊勢志摩屋外広告物沿道景観B地区」で尊重していただきたい考え方を表したモデルです

- ◇歴史的な建築物の基調色を継承する
- ◇建物と一体的にデザインする
- ◇視界を妨げず統一性を確保する



屋上広告と壁面広告のモデル

- ◇「生なり」の良さを生かす
- ◇まち並みや並木に溶け込ませる



広告板のモデル

広告塔のモデル

道標・案内板のモデル

モデル地区イメージ

「伊勢志摩屋外広告物沿道景観B地区」の許可地域で指導基準を適用した場合のイメージです

